

改正後	改正前												
第1条～第3条 《現行どおり》 （補助対象となる保育士の要件） 第4条 《現行どおり》 (1) 事業実施者に雇用された日から起算して<u>7</u>年以内の者（草津市が前年度および前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市に該当する場合にあっては、事業実施者に雇用された日から起算して5年以内の者） (2) 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第5条～第12条 《現行どおり》 別表 <table border="1"> <tr> <th>補助対象経費</th><th>算定基準（千円未満切捨て）</th></tr> <tr> <td>賃借料 共益費（管理費）</td><td>補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和<u>4</u>年度において本事業の対象者であつて、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。</td></tr> <tr> <td>上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの</td><td></td></tr> </table> 備考 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第8号 《現行どおり》	補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）	賃借料 共益費（管理費）	補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和 <u>4</u> 年度において本事業の対象者であつて、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。	上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの		第1条～第3条 《省略》 （補助対象となる保育士の要件） 第4条 《省略》 (1) 事業実施者に雇用された日から起算して<u>8</u>年以内の者（草津市が前年度および前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市に該当する場合にあっては、事業実施者に雇用された日から起算して5年以内の者） (2) 《省略》 2 《省略》 第5条～第12条 《省略》 別表 <table border="1"> <tr> <th>補助対象経費</th><th>算定基準（千円未満切捨て）</th></tr> <tr> <td>賃借料 共益費（管理費）</td><td>補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和<u>3</u>年度において本事業の対象者であつて、令和4年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。</td></tr> <tr> <td>上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの</td><td></td></tr> </table> 備考 《省略》 別記様式第1号～別記様式第8号 《省略》	補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）	賃借料 共益費（管理費）	補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和 <u>3</u> 年度において本事業の対象者であつて、令和4年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。	上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの	
補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）												
賃借料 共益費（管理費）	補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和 <u>4</u> 年度において本事業の対象者であつて、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。												
上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの													
補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）												
賃借料 共益費（管理費）	補助対象経費の7／8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度から引き続き令和 <u>3</u> 年度において本事業の対象者であつて、令和4年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。												
上記のほか特に必要とするもので、市長が認めたもの													

付 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行し、改正後の草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度の事業から適用する。

（令和5年12月15日揭示済み）

草津市告示第298号

草津市商店街周辺における防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱を次のとおり制定する。

令和5年12月19日

草津市長 橋 川 渉

草津市商店街周辺における防犯カメラの設

置、管理および運用に関する要綱

草津市商店街周辺における防犯カメラの設置および運用に関する要綱（平成20年草津市告示第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、草津市の商店街周辺における犯罪の未然防止および犯罪発生時の迅速な対応等を図ることにより、市民の安全および安心の確保をするため、

草津市（以下「市」という。）が行う無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の未然防止を目的として、市が設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、または記録する機能を有し、かつ、当該撮影装置が有する無線通信機能を用いて記録した画像の取出しを行えるものをいう。
- (2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮影・記録された映像情報をいう。
- (3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。
- (4) 個人画像 無線通信式防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (5) 捜査機関等 警察、検察等の犯罪捜査について法的権限を有する機関または裁判所等の司法機関をいう。
- (6) 個人画像情報 個人画像、記録媒体その他個人画像に係る一切の情報をいう。

（基本原則）

第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 無線通信式防犯カメラを設置し、または利用する場合においては、市民等がその容ぼうまたは姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用に関し適切な措置を講ずること。
 - (2) 無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用は、第1条に規定する無線通信式防犯カメラの設置目的（以下「設置目的」という。）に則して行うこと。
- 2 画像の取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 画像は、個人情報保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が記録されるよう適切に管理すること。
 - (2) 画像は、犯罪の未然防止および犯罪発生時の対応のために必要な場合に限って市自らが利用し、または捜査機関等に提供することとし、他の目的で利用し、または提供しないこと。
- 3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、

これを定期的に変更すること。

- (2) 専用パソコンは、施錠設備を有する保管庫その他施錠することができる適切な場所において保管し、紛失、盗難等の防止のための万全の措置を講ずること。

（設置場所等）

第4条 この要綱を適用する防犯カメラの設置場所および数量は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により無線通信式防犯カメラを設置するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 設置台数は、設置目的に照らして必要な範囲内の台数とすること。
 - (2) 撮影範囲は、設置目的に照らして最も適切な範囲となるよう調整すること。
 - (3) 無線通信式防犯カメラによる映像の録画が行われていることを市民等が認識することができるよう設置場所周辺の見やすい箇所に標識等を掲示すること。

（稼働時間）

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

（管理責任者等）

第6条 無線通信式防犯カメラを設置するときは、無線通信式防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）、無線通信式防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）および画像取扱員を置かなければならない。

- 2 管理責任者は、商工観光労政課長がなるものとし、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の選定に関すること。
- (2) 画像の保存ならびに利用および提供に関すること。
- (3) 捜査機関等に対する画像の提供に関すること。
- (4) 運用責任者および画像取扱員の選任に関すること。

3 管理責任者は、前項各号に掲げる事務の適正化を図るため、商工観光労政課の係長以上の職の職員のうちから運用責任者を選任するものとし、運用責任者は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の保守および維持管理に関すること。
- (2) 無線通信式防犯カメラおよび専用パソコンの保守および維持管理に関すること。

4 画像取扱員は、商工観光労政課の職員のうち管理責任者が選任した者とし、無線通信式防犯カメラからの画像の取出しを担当する。

（専用パソコンの配置等）

第7条 専用パソコンは、商工観光労政課に必要な台数

を配置する。

（守秘義務）

第8条 管理責任者、運用責任者、画像取扱員その他無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用に関与する職員は、画像から知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（画像の利用）

第9条 管理責任者は、設置目的を達するため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取出しを指示するものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取出しの対象となる無線通信式防犯カメラおよび画像の日時その他画像の取出しに際して必要な事項を指示するものとする。

3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、草津市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（別記様式第1号。以下「管理台帳」という。）に必要な事項を記録しなければならない。

4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

（画像または記録媒体の管理）

第10条 画像を保管する期間は、原則として14日以内とする。ただし、管理責任者は、犯罪の未然防止等のために特に必要があると認めるときは、画像を保管する期間を別に定めることができる。

2 前項の期間を経過した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行うものとする。ただし、当該方法による消去がなされない場合は、管理責任者は、速やかにこれを消去しなければならない。また、管理責任者は、必要と認める場合は、前項の期間の経過を待たずに、画像の消去をすることができる。

3 画像は、撮影時の原状により保管するものとし、編集または加工をしてはならない。

4 画像は、これを複製し、または印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 管理責任者は、無線通信式防犯カメラにパスワードを設定する等の適切なセキュリティ対策を講じなければならない。

6 無線通信式防犯カメラから取り外した記録媒体の保管に際しては、その保管状況を記録するとともに、施錠することができる保管庫その他施錠することができる適切な場所において保管し、紛失、盗難等の防止のために万全の措置を講じなければならない。

7 記録媒体の廃棄は、粉碎、溶解その他の適切な方法

を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、管理責任者は、管理する画像および記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないように必要な措置を講じなければならない。

（提供の制限）

第11条 個人画像情報の提供を求める者は、草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（別記様式第2号）を管理責任者に提出し、申請しなければならない。この場合において、管理責任者が当該個人画像情報を提供するときは、設置目的および当該提供の目的に照らし、必要かつ最小限の範囲にとどめなければならない。

（警察署との連携）

第12条 設置目的を達成するため、必要と認めるときは、市と警察署との間で、無線通信式防犯カメラならびに画像の管理および運用に関する協定を締結することができる。

2 前項に規定する協定の対象となる無線通信式防犯カメラは、市と警察署とが協議して決定する。

3 第1項の協定を締結したときは、市は、第7条の規定にかかわらず、警察署生活安全課に設置するための専用パソコン（以下「警察専用パソコン」という。）を必要な台数に限り、警察署に貸与することができる。

4 第1項の協定には、次の各号に掲げる内容を定めるものとする。

(1) 警察署に画像管理責任者（以下「警察署画像管理責任者」という。）を置くこと。

(2) 警察署画像管理責任者は、画像および警察専用パソコンの適切な管理および運用を行うため、警察署における画像管理運用要領を定めるとともに、無線通信式防犯カメラからの画像の取出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。

(3) 警察署において画像を扱う者は、画像から知り得た情報を漏らしてはならないこと。

(4) 滋賀県草津警察署長（以下「警察署長」という。）から管理責任者に対し、草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書および捜査関係事項照会書を提出して申請があったときは、管理責任者が承認することにより、画像取扱警察職員が、警察専用パソコンを用いて画像を取り出すことができること。ただし、夜間、休日等の商工観光労政課の執務時間外に緊急を要する犯罪捜査においてやむを得ないと認められるときは、あらかじめ承認を得ることなく警察専用パソコンを用いて画像を取り出す

ことができる。この場合においては、事後速やかに、警察署長は緊急利用草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（別記様式第3号）および捜査関係事項照会書を管理責任者に提出して申請しなければならない。

(5) 警察署は、警察署画像管理責任者の設置および変更があった際には、直ちに市に報告をしなければならない。

5 管理責任者は、警察署長から前項第4号に規定する申請があった場合は、画像取扱員をして、管理台帳に必要な事項を記録させるものとする。

6 管理責任者は、画像取扱警察職員による画像の取出し状況を確認するため、警察署長に対し、毎月、警察専用パソコンに記録された画像の取出し履歴に係る情報の提出を求め、管理台帳に記録された事項と照合するものとする。

（設置・運用等状況の報告）

第13条 管理責任者は、毎年度、無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用の状況について、環境経済部長に報告するものとする。

2 管理責任者は、画像の流失もしくは漏えいまたは記録媒体の盗難もしくは紛失があった場合は、速やかに、環境経済部長に報告しなければならない。

（苦情の処理）

第14条 管理責任者は、市民等から管理する無線通信式防犯カメラの設置、管理または運用について苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（委任等）

第15条 この要綱に定める文書等の様式およびこの要綱の施行について必要な事項は、環境経済部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

設置場所	数量
草津川隧道	2
市道宮町渋川線と市道大路27号線の交点付近	2
市道宮町渋川線と県道下笠大路井線の交点付近	1
市道宮町渋川線と市道大路12号線の交点付近	3
市道大路12号線と市道大路14号線の交点付近	2
市道大路野村線と市道大路14号線の交点付近	2
市道大路23号線と県道下笠大路井線の交点付近	1
市道大路24号線内	1
市道大路23号線内	2

市道宮町渋川線と市道大路11号線の交点付近	3
草津市まちなか交流施設	1

別記

様式第1号（第9条第3項関係）

草津市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳		
年 月 日		
申 請 者	機関名	氏名
利 用 目 的	☐ 捜査のため ☐ 事後捜査のため ☐ その他（理由 ）	
防犯カメラ設置場所 （防犯カメラ番号）	（ - ）	
	（ - ）	
	（ - ）	
	（ - ）	
	（ - ）	
画 像 取 出 日 （画像取扱員名）	年 月 日 （ ）	
特 記 事 項		

決裁欄						
/	/	/	/	/	/	/

様式第 2 号（第 1 1 条関係）

草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書

年 月 日

(あて先)
草 津 市 長

(申請者) 機関名等
代表者氏名
印 担当者氏名
電話番号

下記のとおり、無線通信式防犯カメラ画像の利用を申請します。

利 用 目 的	☐ 捜査のため ☐ 事後捜査のため ☐ その他（理由 ）
防犯カメラ設置場所 （防犯カメラ番号）	（ - ）
	（ - ）
	（ - ）
	（ - ）
	（ - ）
画 像 取 出 日 （画像取扱員名）	年 月 日 （ ）
特 記 事 項	

※ 記載の理由目的以外に使用しないことを誓約します。

決裁欄

/	/	/	/	/	/	/

様式第 3 号（第 1 2 条第 4 項第 4 号関係）

緊急利用

草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書

年 月 日

(あて先)
草 津 市 長

(申請者) 機関名等
代表者氏名
印 担当者氏名
電話番号

下記のとおり、無線通信式防犯カメラ画像の利用を申請します。

利 用 目 的	☐ 捜査のため ☐ 事後捜査のため ☐ その他（理由 ）
防犯カメラ設置場所 （防犯カメラ番号）	（ - ）
	（ - ）
	（ - ）
	（ - ）
	（ - ）
画 像 取 出 日 （画像取扱員名）	年 月 日 （ ）
特 記 事 項	

※ 記載の理由目的以外に使用しないことを誓約します。

決裁欄

/	/	/	/	/	/	/

（令和 5 年 12 月 19 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 299 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和 5 年 12 月 21 日から令和 6 年 1 月 5 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 21 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市 道

路線名 1237 草津川跡地草津自転車歩行者道線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員（m）	延長 （m）	備考
草津市草津一丁目字射 場ノ前 1249 番 2 から 草津市草津一丁目字射 場ノ前 1249 番 3 まで	変更前	3.0 ～ 4.5	16.0	
	変更後	4.5 ～ 4.5	16.0	

路線名 7101 草津川堤出屋敷線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員（m）	延長 （m）	備考
草津市西草津一丁目字 射場ノ前 1252 番 24 から 草津市草津一丁目字射 場ノ前 1249 番 2 まで	変更前	3.0 ～ 4.6	117.4	
	変更後	3.0 ～ 6.1	117.4	

（令和 5 年 12 月 21 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 300 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和 5 年 12 月 21 日から令和 6 年 1 月 5 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 21 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名		供用開始の区間	供用開始日	備考
1237	草津川跡地草津自転車歩行者道線	草津市草津一丁目字射場ノ前1249番2から草津市草津一丁目字射場ノ前1249番3まで	令和5年12月21日	
7101	草津川堤出屋敷線	草津市西草津一丁目字射場ノ前1252番24から草津市草津一丁目字射場ノ前1249番2まで	令和5年12月21日	

(令和5年12月21日揭示済み)

草津市告示第301号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年12月27日

草津市長 橋 川 渉

- | | | | |
|---|-------|------------------------|---------------|
| 1 | 公の施設 | 名 称 | 北山田漁港 |
| | | 所在地 | 草津市北山田町字郡西地先 |
| 2 | 指定管理者 | 名 称 | 山田漁業協同組合 |
| | | 住 所 | 草津市北山田町3130番地 |
| 3 | 指定期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで | |

(令和5年12月27日揭示済み)

草津市告示第302号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の

規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年12月27日

草津市長 橋 川 渉

- | | | | |
|---|-------|------------------------|----------------|
| 1 | 公の施設 | 名 称 | 志那漁港 |
| | | 所在地 | 草津市志那町字江端地先 |
| 2 | 指定管理者 | 名 称 | 志那漁業協同組合 |
| | | 住 所 | 草津市志那町1436番地の2 |
| 3 | 指定期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで | |

(令和5年12月27日揭示済み)

草津市告示第303号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月28日

草津市長 橋 川 渉

- | | | |
|-----|-----------------------------------|------|
| 1 | 送達すべき書類 | |
| (1) | 市・県民税・普通徴収督促状 | 9件 |
| (2) | 国民健康保険税督促状 | 42件 |
| (3) | 差押調書（謄本） | 4件 |
| (4) | 配当計算書（謄本） | 3件 |
| | | 計58件 |
| 2 | 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり | |
| 3 | 上記の書類については、令和6年1月4日に送達があったものとみなす。 | |

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
若井 博之	草津市草津一丁目8番17-303号 プレアール草津	令和5年度第3期	
臼田 和彦	草津市草津四丁目1番26-1314号 ハイツ宮の森	令和5年度第3期	
上池 伸昭	草津市草津町1668番地1-309 マゾン邸	令和5年度第3期	
森 美咲	草津市草津町1874番地19	令和5年度第3期	
長谷川 進	草津市追分二丁目8番7-103号 レオパレスEfini II	令和5年度第3期	
池内 博	草津市東矢倉二丁目4番40号	令和5年度第3期	
野田 和正	草津市笠山三丁目12番11-105号 レオパレス ルーチェ笠山	令和5年度第3期	
河上 湧人	京都府宇治市木幡陣ノ内16番地の2 ピュアコート六地藏305号	令和5年度第3期	
上原 隆弘	石川県白山市三幸町80番地 ティーズガールランド202号室	令和5年度第3期	
藤野 宏行	草津市新栄町202番地		令和5年度第5期
田川 良平	草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンポールI		令和5年度第5期
小林 武史	草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイツ		令和5年度第5期
太幡 巧	草津市平井三丁目1番15-1号 森江マンション		令和5年度第5期
塩見 由佳	草津市平井四丁目4番22号		令和5年度第5期
寛角 弘保	草津市野村八丁目9番9号		令和5年度第5期
森田 優花	草津市野村六丁目3番3-101号 甲賀荘		令和5年度第5期
佐藤 浩	草津市上笠一丁目25番5-1109号 レイクシティ上笠		令和5年度第5期
横江 尚志	草津市下笠町1020番地2 スチュージェント宇野 1302号		令和5年度第5期
伊吹 俊彦	草津市下笠町733番地1 特別養護老人ホーム茜の郷		令和5年度第5期
大比賀 光樹	草津市東草津三丁目16番7号 ハイツ高樋 306号		令和5年度第5期
駒井 景子	草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール		令和5年度第5期
山根 暁	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館		令和5年度第5期
西原 竜一	草津市西草津一丁目8番30号		令和5年度第5期
井之口 武	草津市西草津一丁目8番49号		令和5年度第5期
前田 愛美	草津市西草津一丁目8番50号		令和5年度第5期
森 美咲	草津市草津町1874番地19		令和5年度第5期
LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市青地町270番地3 サンクリエート・ハヤシ号館 1709号		令和5年度第5期
中島 凌汰	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ号館		令和5年度第5期
廣田 響	草津市山寺町476番地401 プライムコート草津		令和5年度第4期
待島 勇貴	草津市山寺町476番地401 プライムコート草津		令和5年度第5期
長谷川 進	草津市追分二丁目4番35-310号 レオパレスサニーヒルズ		令和5年度第5期
長谷川 進	草津市追分二丁目8番7-103号 レオパレスEfini II		令和5年度第4期
長谷川 進	草津市追分二丁目8番7-103号 レオパレスEfini II		令和5年度第5期
村上 安広	草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツフクナガ		令和5年度第5期
井手口 芳弘	草津市追分南三丁目2番36号		令和5年度第5期
PIAO YUCHENG	草津市南草津三丁目7番地9-208 ゼルジュ南草津II		令和5年度第5期
坂本 昭	草津市木川町952番地28		令和5年度第5期
佐山 一真	草津市木川町955番地3-101 砂池団地		令和5年度第5期
FANG HAOZHE	草津市野路東五丁目13番7-1209号 梨桃II番館		令和5年度第5期
DU KUNXIN	草津市野路九丁目1番40-1108号 グッドライフ南草津I		令和5年度第5期
井上 健	草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック		令和5年度第5期
平野 誠士	草津市橋岡町3番地14		令和5年度第5期
淺野 成人	草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラッツオ		令和5年度第5期
斎藤 一	草津市南笠東三丁目22番15-1号		令和5年度第5期
岡本 庄司	草津市南笠東二丁目6番6-402号 ユニオンビル		令和5年度第5期
藤井 聖哉	草津市南笠東二丁目9番3号		令和5年度第5期
NGUYEN THI MINH HUYN	草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園		令和5年度第5期
TRAN QUANG THIEN	草津市笠山四丁目15番24-202号 コーポナギ		令和5年度第5期
CHENG ERXI	草津市笠山二丁目4番50-403号 Parkレジデンス笠山		令和5年度第5期
DATTA SHOURAV	京都市南区西九条大町3番地1-301		令和5年度第4期
DATTA SHOURAV	京都市南区西九条大町3番地1-301		令和5年度第5期

差 押 調 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
大城 好基	湖南省岩根1300番地1(102号)	発番 令和5年 10月30日 草納発第1332号
YOUNAS HAMZA	草津市野路東五丁目26番46-110号マリーベルハイツB棟	発番 令和5年 11月13日 草納発第1468号
LEI KAIFENG 雷 凱風	中国	発番 令和5年 11月16日 草納発第1488号
中原 英昭	草津市大路一丁目2番24-101号ハイツ北中	発番 令和5年 11月28日 草納発第1578号

配 当 計 算 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
大城 好基	湖南省岩根1300番地1(102号)	発番 令和5年 11月24日 草納発第1616号
LEI KAIFENG 雷 凱風	中国	発番 令和5年 11月28日 草納発第1646号
YOUNAS HAMZA	草津市野路東五丁目26番46-110号マリーベルハイツB棟	発番 令和5年 12月 5日 草納発第1704号

(令和5年12月28日揭示済み)

草津市告示第304号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年草津市条例第2号)第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年12月28日

草津市長 橋 川 渉

記

1 公の施設

- 名 称 (1) 草津市立市民総合交流センター
(2) 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場

- 所在地 (1) 草津市大路二丁目1番35号
(2) 草津市大路二丁目1番36号

2 指定管理者

- 名 称 キラリエ草津運営共同事業体
代表団体 草津市大路二丁目1番35号
草津商工会議所
会頭 北村 嘉英
構成団体 草津市大路二丁目1番35号
公益財団法人草津市コミュニティ事業団
理事長 辻川 明宏
東京都品川区西五反田二丁目20番4号

タイムズ24株式会社
代表取締役 西川 光一
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 木村 昌平

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和5年12月28日揭示済み)

草津市告示第305号

令和5年11月29日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和5年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和5年12月28日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

- 令和5年度草津市一般会計補正予算(第4号)
令和5年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和 5 年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度草津市水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度草津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度草津市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第 3 号）

2 要 領 略

（令和 5 年 12 月 28 日 掲 示 済 み）

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 12 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町 1108 番地 奥村 英雄	草津市青地町字野中 1139 番 6	269.67㎡	R5.12.4	1711

（令和 5 年 12 月 4 日 掲 示 済 み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 12 月 8 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市高野750番地（103号） ドミール高野 谷 征哉	草津市片岡町字上ツブ田163番 10 外1 筆	182.54㎡	R5.12.8	1712

(令和5年12月8日揭示済み)

公 告

草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧に
ついて

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、草津農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

草津市に住所を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する農業振興地域整備計画の変更案について、草津市に対して意見書を提出することができる。

草津市は、意見書が提出された場合、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により意見書の要旨および当該意見書の処理の結果を公告する。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に草津市に書面にてこれを申し出ることができる。

令和5年12月12日

草津市長 橋 川 渉

1 変更する農業振興地域整備計画の名称

草津農業振興地域整備計画

2 変更する理由

経済事情の変動その他情勢の推移

3 縦覧期間

自 令和5年12月12日

至 令和6年1月11日

4 縦覧場所

草津市役所環境経済部農林水産課

草津市草津三丁目13番30号

5 意見書の提出および異議の申出先

草津市役所環境経済部農林水産課

草津市草津三丁目13番30号

(令和5年12月12日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府吹田市原町4丁目25番4号 内野 拓哉	草津市木川町字七反畑747番3	246.01㎡	R5.12.15	1713

（令和5年12月15日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市東矢倉三丁目39番1-114号 滋賀医科大学矢倉職員宿舎 池田 義人	草津市追分七丁目字荒堀680番 9 外3筆	469.89㎡	R5.12.15	1714

（令和5年12月15日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都市山科区竹鼻木ノ本町2番地 ライオンズマンション京都山科ガーデンシティ420号 石井 陽大	草津市矢橋町字花ノ木805番6	418.92㎡	R5.12.15	1715

(令和5年12月15日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月15日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大江七丁目7番20号 カサデリンピア203 野中 純弥	草津市南山田町字山寺872番4	173.55㎡	R5.12.15	1716

(令和5年12月15日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月22日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市岡200番地2（201号） エルグランデV 奥村 拓未	草津市片岡町字上ツブ田163番8 外1筆	182.52㎡	R5.12.22	1717

(令和5年12月22日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 12 月 25 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市南草津二丁目 4 番地 10 ベーネ南草津 1 F 株式会社 ネクスト 代表取締役 辻 由夫	草津市岡本町字大谷 830 番の一部 外 8 筆	3,076.04㎡	R5.12.25	1718

（令和 5 年 12 月 25 日 掲 示 済 み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 5 年 12 月 25 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市南草津四丁目 3 番地 2-208 ドルチェ 西本 充志	草津市木川町字下原 479 番 3	201.68㎡	R5.12.25	1719

（令和 5 年 12 月 25 日 掲 示 済 み）

公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和 5 年 12 月 20 日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第 2 条の規定に基づき、認可公告する。

令和 5 年 12 月 28 日

草津市長 橋 川 渉

- | | |
|---------|---|
| 1 縦覧の書類 | 農用地利用集積等促進計画 |
| 2 縦覧の期間 | 令和 5 年 12 月 28 日から
令和 6 年 1 月 31 日まで |
| 3 縦覧の場所 | 草津市環境経済部農林水産課 |

（令和 5 年 12 月 28 日 掲 示 済 み）

監査委員告示

草津市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和5年12月26日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中嶋 昭 雄

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
環境経済部	温暖化対策室 環境政策課 資源循環推進課
健康福祉部	健康福祉政策課 健康増進課 保険年金課
建設部	道路課 公園緑地課 プール整備事業推進室

(2) 監査の時期 令和5年9月14日から令和5年11月21日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和4年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：温暖化対策室

重点項目
・環境対策費のうちエネルギー対策費および広報啓発活動事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：環境政策課

重点項目
・環境対策費のうち事業所等指導費、自然環境保全啓発推進費および環境学習推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：資源循環推進課

重点項目
・清掃事業推進費のうち駅前公衆便所維持管理費および不法投棄対策費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：健康福祉政策課

重点項目
・社会福祉行政推進費のうち福祉バス運行費、戦没者遺族等援護推進費、社会を明るくする運動啓発推進費、地域福祉計画推進費および災害時要援護者登録制度推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：健康増進課

重点項目
・保健衛生推進費のうち感染症対策費（旧新型コロナウイルスワクチン対策室分）
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：保険年金課

重点項目
・国保事務執行費のうち国民健康保険給付執行事務費 ・出産育児一時金 ・傷病手当金
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：道路課

重点項目
・道路橋りょう維持補修事業費のうち道路維持補修費 ・都市計画推進費のうち草津駅前広場等維持管理費および南草津駅前広場等維持管理費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：公園緑地課

重点項目
・公園整備事業費のうち野路公園整備費 ・都市公園等維持管理費のうち児童公園等維持管理費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：プール整備事業推進室

重点項目
・（仮称）草津市立プール整備費〔現年度予算分および繰越明許予算分〕
意見・指摘事項
特になし

(令和5年12月26日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第14号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年12月28日

草津市農業委員会

会長 中瀬 康夫

1 期 日 令和6年1月10日（水） 午後1時30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）

2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）

3) 農地変更届出について（報告）

4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

7) 土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて

8) 農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて

(令和5年12月28日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第1号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年1月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1339	株式会社信設備	上野 信二	野洲市乙窪456番地10	077-589-8988
1340	株式会社N-Vision	中村 信幸	広島市中区鶴見町8-57	082-275-5227

2 指定有効期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(令和6年1月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第2号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、
草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道
事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和6年1月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定下水道工事店

指定 番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1339	株式会社 信設備	上野 信 二	野洲市乙窪456番 地10	077-589 -8988

2 指定有効期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

（令和6年1月1日揭示済み）